

群馬県被災農業者向け復旧支援事業実施要領

制 定 平成 27 年 10 月 7 日 農第 30193-1 号
一部改正 平成 28 年 3 月 23 日 農第 30193-4 号
一部改正 令和 2 年 5 月 1 日 農構第 30193-2 号
一部改正 令和 4 年 6 月 23 日 農構第 30193-2 号
一部改正 令和 5 年 4 月 3 日 農構第 30193-1 号

第1 趣旨

本事業は、気象災害等による農業被害を受けた（以下「被災した」という。）農産物の生産に必要な施設等の復旧を支援することで、農業経営の継続と地域及び本県の農業生産力の維持を図ることを目的とする。

第2 事業の内容等

支援対象となる事業の内容は、次に掲げる事業により構成し、事業内容、助成対象者、承認基準、補助率、実施手続その他本事業の実施に必要な事項は、本要領（以下「実施要領という。」）に定めるほか、別記群馬県被災農業者向け復旧支援事業実施基準（以下「実施基準」という。）に定めるものとする。

（1）助成対象者

市町村長は、被災した農業者又は当該農業者が組織する団体であって、農産物の生産に必要な施設等（ただし、物品や車両などを貯蔵・保管するための施設は除く。）について、被災した旨の証明を行った者を対象として助成を行うことができるものとする。

（2）助成対象となる事業内容等

助成対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営のために行う次に掲げるものとする。

- ア 農産物の生産に必要な施設の復旧又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得
- イ 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
- ウ アと一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備
- エ 農産物の生産に必要な農業用機械（耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できるものを除く。）及び附帯施設（修繕により利用できるものを除く。）の気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械及び附帯施設の取得

（3）その他

- ア 原形復旧以上の施設の整備を行う場合は、被災前の施設を原形復旧する範囲までを対象とする。
- イ 助成対象者が取り組む事業内容が、対象となる指定農業災害以降の取組であること。

第3 事業の実施手続

1 実施計画書の作成等

- （1）事業を実施しようとする市町村長は、関係農業者等の事業希望を取りまとめ、被災農業

者向け復旧支援事業実施計画書（様式第1号）（以下「実施計画書」という。）を作成するものとする。

（2）実施計画書の作成に当たっては、関係各種計画との関連を考慮し、農業事務所等の指導を受けて作成するものとする。

2 実施計画の承認申請

前記1の（1）の実施計画書を作成した市町村長は、承認申請書（様式第2号）に実施計画書を添付し、農業事務所長（以下「所長」という）に提出して承認を受けるものとする。

3 実施計画の承認要件

知事は、前記2により提出された実施計画書について、次に掲げる要件を全て満たす場合に当該実施計画の承認を行うものとする。

（1）取組の内容が本事業の趣旨に沿っていること。

（2）助成対象者が今後も営農を継続する見込みがあること。

（3）取組の内容が、第2の（2）及び（3）に該当するものであること。

（4）被災前の施設等が国庫補助事業により整備された施設等である場合は、必要な調整が図られているものであること。

4 実施計画の変更

市町村長は、所長の承認を受けた実施計画の重要な変更をするときは、変更承認申請書（様式第3号）により、1～3に準じて行うものとする。

なお、重要な変更とは、次に該当する場合とする。

（1）事業の中止又は廃止

（2）助成対象者又は施設等の新規追加

（3）助成対象者の変更

（4）施設等の設置場所の変更

（5）事業量及び事業費の増加

（6）事業量及び事業費の3割を超える減少

第4 事業の着工

1 事業の着工は、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年規則第68号）第5条第1項の交付決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合には、あらかじめ助成対象者は指令前着工届（様式第4号）を市町村長に提出することにより、交付決定前に着工できるものとする。なお、実施計画の承認前に着工したものにあっては、この限りでない。

2 助成対象者は、1の事業の着工に当たっては、入札又は見積もり合わせを行うなどにより事業費の低減に努めるものとする。

また、このことについて、市町村長は、助成対象者に対し周知・指導等を行うものとする。

ただし、実施計画の承認までに実施したものは、この限りではない。

3 市町村長は、助成対象者が1により交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

4 市町村長は、助成対象者が1により交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検

討して必要最小限に留めるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

- 5 市町村長は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届（様式第5号）を提出させるものとする。ただし、1の指令前着工届を提出し、又は実施計画の承認前に着工した場合にあっては、この限りではない。

第5 成果目標等

- 1 本事業の成果目標は、被災農業者の農業経営の維持とする。
- 2 本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。

第6 事業の完了

- 1 本事業は、原則として第3の2により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。
- 2 市町村長は、助成対象者が事業を完了した場合には、市町村交付規則等による実績報告をすみやかに提出させるものとする。

この場合、市町村長は実績報告に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

第7 事業の評価

- 1 市町村長は、目標年度における実施計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価し、その達成状況を翌年度の4月30日までに被災農業者向け復旧支援事業目標達成状況報告書（様式第6号）により所長に報告するものとする。
- 2 所長は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、実施計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、市町村長に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行う。
- 3 所長は、2の指導を行った結果、当該成果目標の達成に見込みがないものと判断したときは、実施計画の変更、事業の中止など適切な措置を講じるものとする。

第8 県の助成措置等

県が行う補助の額は、以下により算定するものとする。

- (1) 市町村ごとの補助率は100分の15以内とし、実施計画に位置付けられた助成対象者の助成金の額を合計した額を補助するものとする。
- (2) (1)の補助は、市町村が県と同額以上を助成対象者に助成する場合に行うものとする。
- (3) 助成対象者に交付する助成金の額は、実施基準により定める。

第9 留意事項等

- 1 事業内容が国庫補助事業や他の補助制度の活用が可能な場合は、それらの制度を活用することとし、活用できない場合に限り、本事業を実施するものとする。
- 2 本事業の実施に当たって、市町村長は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、所長にその旨を報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講じるものとする。

なお、その際に市町村長は、所長と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものと

する。

- 1 助成対象者の経営継続を図る観点から、市町村長は、園芸施設共済の非対象施設も含め、園芸施設共済又はそのほかの保険制度（以下、「園芸施設共済等」という。）への加入促進を図るとともに、助成対象者にあつては園芸施設共済等への加入を原則とする。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 10 月 7 日から適用する。
なお、本事業は、平成 27 年 6 月 15 日の突風による農業被害から補助対象とする。
- 2 この要領は、平成 28 年度から適用する。
平成 27 年度の農業被害にあつては、なお従前の例によるものとする。
- 3 この要領は、令和 2 年 5 月 1 日から適用する。
これより以前の農業被害にあつては、なお従前の例によるものとする。
- 4 この要領は、令和 4 年度から適用する。
これより以前の農業被害にあつては、なお従前の例によるものとする。
- 5 この要領は、令和 5 年 4 月 3 日から適用する。
これより以前の農業被害にあつては、なお従前の例によるものとする。